

○沖縄県警察職員の定員に関する条例

(昭和 47 年 5 月 15 日沖縄県条例第 26 号)

<b>改正</b>	昭和 48 年 3 月 29 日条例第 32 号	昭和 48 年 7 月 23 日条例第 61 号	昭和 49 年 3 月 29 日条例第 18 号
	昭和 49 年 7 月 1 日条例第 33 号	昭和 50 年 3 月 31 日条例第 25 号	昭和 50 年 7 月 9 日条例第 41 号
	昭和 51 年 8 月 5 日条例第 28 号	昭和 52 年 3 月 31 日条例第 5 号	昭和 52 年 6 月 20 日条例第 26 号
	昭和 53 年 3 月 29 日条例第 13 号	昭和 54 年 3 月 29 日条例第 17 号	昭和 55 年 3 月 29 日条例第 15 号
	昭和 56 年 3 月 30 日条例第 12 号	昭和 57 年 4 月 6 日条例第 15 号	昭和 58 年 4 月 5 日条例第 26 号
	昭和 59 年 4 月 11 日条例第 17 号	昭和 63 年 4 月 8 日条例第 19 号	平成 3 年 10 月 19 日条例第 30 号
	平成 4 年 4 月 14 日条例第 40 号	平成 5 年 3 月 31 日条例第 10 号	平成 6 年 3 月 31 日条例第 13 号
	平成 7 年 3 月 31 日条例第 17 号	平成 7 年 12 月 25 日条例第 42 号	平成 8 年 3 月 31 日条例第 12 号
	平成 11 年 10 月 22 日条例第 30 号	平成 13 年 12 月 26 日条例第 45 号	平成 14 年 3 月 30 日条例第 27 号
	平成 15 年 3 月 31 日条例第 21 号	平成 16 年 3 月 25 日条例第 24 号	平成 17 年 3 月 31 日条例第 29 号
	平成 18 年 3 月 31 日条例第 30 号	平成 18 年 12 月 27 日条例第 66 号	平成 19 年 3 月 30 日条例第 27 号
	平成 19 年 12 月 27 日条例第 56 号	平成 20 年 10 月 24 日条例第 34 号	平成 21 年 3 月 28 日条例第 28 号
	平成 22 年 3 月 29 日沖縄県条例第 22 号	平成 23 年 3 月 31 日沖縄県条例第 25 号	平成 24 年 3 月 30 日沖縄県条例第 47 号
	平成 25 年 3 月 30 日沖縄県条例第 46 号	平成 27 年 3 月 31 日沖縄県条例第 31 号	平成 28 年 3 月 31 日沖縄県条例第 39 号
	平成 28 年 12 月 28 日沖縄県条例第 61 号	平成 29 年 3 月 31 日沖縄県条例第 14 号	令和 2 年 3 月 31 日沖縄県条例第 31 号
	令和 2 年 7 月 31 日沖縄県条例第 44 号		

(趣旨)

第 1 条 この条例は、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 57 条第 2 項の規定に基づき、警察職員（以下「職員」という。）の定員について定めるものとする。

(職員の定員)

第 2 条 職員の定員は、3,227 人とし、警察官及び警察官以外の職員のそれぞれの定員は、次項及び第 3 項に定めるとおりとする。

2 警察官の定員は、2,921 人とし、その階級別定員は、次の表の左欄に掲げる階級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

警視	109 人
警部	228 人
警部補及び巡查部長	1,695 人
巡查	889 人

3 警察官以外の職員の定員は、306 人とする。

- 4 第2項の表に掲げる階級の区分のうち、上位の階級にある者の人員が、同表に掲げる定員に満たない場合においては、当該満たない人員の範囲内において、当該定員を下位の階級の定員に流用することができる。
- 5 次に掲げる職員は、第1項に規定する職員の定員外にあるものとする。
  - (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項の規定により休職にされた職員
  - (2) 沖縄県職員の分限に関する条例（昭和47年沖縄県条例第4号）第2条の規定により休職にされた職員
  - (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定により他の地方公共団体に派遣し、又は他の地方公共団体から派遣されている職員
  - (4) 併任の職員
  - (5) 沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年沖縄県条例第45号）第2条第1項の規定により派遣された職員
  - (6) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員
  - (7) 沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年沖縄県条例第56号）第2条の規定により承認を受けて自己啓発等休業をしている職員
- 6 前項の職員が、復職又は帰還した場合は、1年を超えない期間に限り、定員外とすることができる。
- 7 公安委員会は、第3項に規定する職員の定員の細分を定めるものとする。  
(定員の配分)

第3条 前条第1項に掲げる職員の内部配分は、公安委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年3月29日条例第32号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年7月23日条例第61号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年3月29日条例第18号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年7月1日条例第33号）

この条例は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月31日条例第25号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和 50 年 7 月 9 日条例第 41 号）  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 51 年 8 月 5 日条例第 28 号）  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 52 年 3 月 31 日条例第 5 号）  
この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 52 年 6 月 20 日条例第 26 号）  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 53 年 3 月 29 日条例第 13 号）  
この条例は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 54 年 3 月 29 日条例第 17 号）  
この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 55 年 3 月 29 日条例第 15 号）  
この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 3 月 30 日条例第 12 号）  
この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 4 月 6 日条例第 15 号）  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 58 年 4 月 5 日条例第 26 号）  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 59 年 4 月 11 日条例第 17 号）  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 63 年 4 月 8 日条例第 19 号）  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3 年 10 月 19 日条例第 30 号）  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 4 年 4 月 14 日条例第 40 号）  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 31 日条例第 10 号）

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 31 日条例第 13 号）

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 31 日条例第 17 号）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 12 月 25 日条例第 42 号）

- 1 この条例は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、警察官のうち巡査の定員については、当分の間、25 人を超えない範囲内でこれを警察官以外の職員の定員に振り替えることができる。
- 3 前項の規定により定員を振り替える場合における巡査及び警察官以外の職員の定員は、公安委員会規則で定める。

附 則（平成 8 年 3 月 31 日条例第 12 号）

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、警察官のうち巡査の定員については、当分の間、13 人を超えない範囲内でこれを警察官以外の職員の定員に振り替えることができる。
- 3 前項の規定により定員を振り替える場合における巡査及び警察官以外の職員の定員は、公安委員会規則で定める。

附 則（平成 11 年 10 月 22 日条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年 12 月 26 日条例第 45 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。〔中略〕

附 則（平成 14 年 3 月 30 日条例第 27 号）

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日条例第 21 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 25 日条例第 24 号）

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日条例第 29 号）  
この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日条例第 30 号）  
この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則（平成 18 年 12 月 27 日条例第 66 号）抄  
（施行期日）
- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
    - （1） 第 1 条の規定（沖縄県警察職員の定員に関する条例第 2 条第 5 項の改正規定を除く。）〔中略〕 公布の日
    - （2） 〔略〕

附 則（平成 19 年 3 月 30 日条例第 27 号）  
この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則（平成 19 年 12 月 27 日条例第 56 号）抄  
（施行期日）
- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 附 則（平成 20 年 10 月 24 日条例第 34 号）抄  
（施行期日）
- 1 この条例は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 28 日条例第 28 号）  
この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 29 日沖縄県条例第 22 号）  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日沖縄県条例第 25 号）  
この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日沖縄県条例第 47 号）  
この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 30 日沖縄県条例第 46 号）  
この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日沖縄県条例第 31 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日沖縄県条例第 39 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 28 日沖縄県条例第 61 号）

この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日沖縄県条例第 14 号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日沖縄県条例第 31 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 31 日沖縄県条例第 44 号）

この条例は、公布の日から施行する。